

神野山ふれあいの森施設管理運営等事業
(神野山ふれあいの森施設管理運営の指定管理者の公募)

募集要項

令和6年12月

山 添 村

目 次

第1	募集要項の位置づけ	1
1	事業者募集の趣旨	1
2	本書の位置づけ	1
第2	管理運営の目的及び内容に関する事項	2
1	目的	2
2	対象施設の概要	2
3	管理運営の方式（形態）等	2
4	業務等の範囲	4
第3	事業者の募集に関する事項	5
1	募集スケジュール	5
2	現地説明会	5
3	募集要項等への質問の受付	6
4	申請書等の受付	6
5	選定委員会の開催	7
第4	応募資格に関する事項	7
1	応募者の資格要件等	7
2	応募者の制限	8
第5	事業者の選定に関する事項	8
1	選定方法	8
2	選定委員会の設置	8
3	選定結果の通知	9
第6	契約等の締結に関する事項	9
1	指定管理候補者に関する覚書の締結	9
2	指定管理者の指定等	9
第7	その他	10
1	募集要項等の修正等	10
2	本募集の凍結・中止	10
3	応募に関する事項	10
4	疑義を生じた場合の措置	11
5	管轄の合意	11
6	問合せ先（事務局）	11

第1 募集要項の位置づけ

1 事業者募集の趣旨

山添村のシンボル「神野山」は、大阪市内から約60分、名古屋市内から約90分でアクセスできる県立月ヶ瀬神野山自然公園に位置します。ツツジの群生と星空観測の名所として、また、約60頭の羊とふれあえるめえめえ牧場等の施設や鍋倉溪等の自然、初心者でも歩きやすい自然豊かなハイキングコースがあり、年間約3万3千人（令和4年度調べ）の来場者が訪れる山添村の観光の中心地です。

一方で、観光客のターゲットや近年のニーズを把握できておらず、それに合わせたサービス（飲食、宿泊、土産物、体験プログラム）がないことから、滞在時間が短く消費額も少なくなっています。また、観光地としての将来的な経営ビジョンがなく、施設の維持継続、観光客の受入体制が充分とは言えない状況となっています。

今後、管理運営を進めるにあたって、民間事業者が有する運営ノウハウを活用することに加えて、新たな事業を展開していただく事業者を募集・選定することとしました。

本募集により選定された事業者は、効率の良い管理運営の他本村に対して新たな事業提案を行うなど、地域住民や観光団体等と連携を図りながら本施設の管理・運営を行うこととなります。

2 本書の位置づけ

本募集要項は、本施設の管理運営への応募を検討する事業者を対象に公表するものであり、本施設の管理運営に関して、本村が要求する事項を示し、事業者の提案に具体的な指針を与えるものです。

事業者は、募集要項に示されている条件等を満たす限りにおいては、自由に提案を行うことができることを原則としますが、その際には事業の目的や法令、条例等の諸条件を遵守し、その他の内容についても十分留意して提案を行ってください。

本募集要項と神野山ふれあいの森施設仕様書（以下「仕様書」という。）に対する質問・回答に相違がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとし、募集要項等に記載のない事項については、募集要項に関する質問・回答によるものとします。

第2 管理運営の目的及び内容に関する事項

1 目的

(1) 管理運営の目的

指定管理候補者による独創的な運営事業計画より、山添村や地域住民と連携しながら旅の目的地として選ばれる魅力ある神野山を実現することと、賑わいが村内各所に波及することで村全体が活性化し、持続可能な山添村の実現を図ることを目的とします。

2 対象施設の概要

(1) 名称及び位置

「仕様書 第1 2 施設の概要」のとおり。

(2) 施設の設置目的

- ① 本村の森林資源等を生かした地場産業と文化の振興
- ② 本村の様々な魅力を最大限に引き出した観光交流の促進
- ③ 持続可能な本村の賑わいを実現するための地域振興
- ④ 公共の福祉の増進

(3) 施設の概要

「仕様書 第1 2 施設の概要」のとおり。

3 管理運営の方式（形態）等

(1) 管理運営の枠組み

本募集は、(3) 施設の概要に記載する施設の指定管理候補者の募集を行うものですが、敷地が広大でそれぞれの施設が点在していることから、「映山紅周辺エリア」、「めえめえ牧場エリア」、「公園エリア」の3つのエリアに分けて事業者からの提案を受けることとしています。

(2) 事業者の収入

管理運営における事業者の収入は次のとおりです。

- ① 施設利用料
- ② 自主事業による売上
- ③ 本村が指定管理者に支払う指定管理料

(3) 事業者の支出等

指定管理における事業者の支出は次のとおりです。

- ① 指定管理候補者として実施する行為の実施に要する費用
- ② 開業準備業務の実施に要する費用

③ 独立採算業務・施設管理運営業務の実施に要する費用

(4) 本施設の管理運営期間

5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(5) 個人情報の保護及び情報公開

指定管理者は、山添村個人情報保護法施行条例（令和4年12月山添村条例第17号）を遵守し、業務に関連して取得した村民等の利用者の個人情報を適切に管理してください。また、当該施設の管理運営等に関して、必要な情報公開を積極的に行うことなどにより、村民等の利用者の信頼確保に努めてください。

これらを踏まえ、個人情報や情報公開の取扱いについての内部規定や体制を構築してください。

(6) 公平性の確保

指定管理者は、管理運営等を行う施設が公の施設であることを常に心がけて、公平公正な管理運営等を行うものとし、特定の団体や個人等に、有利又は不利になる管理運営等を行わないよう、特に留意してください。

(7) 施設の安全性の確保と危機管理

指定管理者は、管理運営等を行う施設において村民等の利用者の安全確保と危機管理に努めるとともに、有事の際における初動要領やマニュアルの作成等具体的な体制及び対策を構築してください。

(8) 保険

指定管理者は、指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるような十分な賠償資力を確保するため、必ず保険に加入してください。

(9) 適正かつ明瞭な収支管理

指定管理者は、指定管理業務に関する収入及び支出について、村民等に対し誤解を招くことがないように、利用する口座や収支の状況を記載した帳簿等の適正かつ明瞭な管理に努めてください。

また、独立採算業務における納付金の適切な運用から、独立採算業務と施設管理運営業務に関する収入及び支出は明確に分けて管理を行うように努めてください。

(10) 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人県民税、法人事業税又は法人村民税の申告・納付義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の

上、適切に対応してください。

(1 1) 事業報告書等の作成

指定管理者は、指定管理業務の実施状況、利用者の利用状況及び収支状況等を示した事業報告書を毎年1回作成し、本村に提出してください。

(1 2) 自己評価の実施（指定管理者が行うモニタリング）

指定管理者は、業務等の実施状況及び施設利用者へのアンケート調査や日常的な村民等からの意見・要望等に基づき、その事業達成度、利用者の利用満足度及び収支状況について自己分析・自己評価を行ってください。

また、自己分析・自己評価については、記録・保管し、村から提出を求められた場合は、速やかに提出してください。

(1 3) 本村が行う確認・総合評価

本村は、指定管理者が十分な安全管理や適切な施設運営を行っているか、また、良質なサービスが地域住民及び観光客に提供されているかなどをチェックするため、管理運営等を行う施設への立ち入りによる現地調査等を行います。

なお、現地調査等の結果、業務改善の必要があると認める場合は、改善等の指導や山添村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年3月山添村条例第10号）に基づく改善指示を行います。同条例に基づく改善指示後、指定管理者が正当な理由が無いにもかかわらず改善しない場合は、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

4 業務等の範囲

事業者が実施する業務等の概要は以下のとおりです。

なお、具体的な内容については、「神野山ふれあいの森施設仕様書」のとおりです。

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 施設管理運営業務
 - ・ 運営業務
 - ・ 維持管理業務
- ② 独立採算業務
 - ・ 運営業務
 - ・ 維持管理業務

第3 事業者の募集に関する事項

1 募集スケジュール（予定）

令和6年	12月23日（月）	・公募開始 2月3日まで（43日間）
	24日（火）	・質問受付開始 1月21日まで（29日間）
令和7年	1月14日（火）	・現地説明会
	21日（火）	・質問受付締め切り
	24日（金）	・質問回答
	2月3日（月）	・公募締め切り
	7日（金）	・選定委員会
	3月4日（火）	・議会提案
	3月18日（火）	・議案議決
		・指定管理者の指定（議会議決後）
	4月1日（火）	・管理運営業務開始

2 現地説明会

次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 開催日時等

日時	令和7年1月14日（火） 午後1時30分集合 午後4時解散予定
場所	森林科学館 (奈良県山辺郡山添村大字伏拝888-1)
注意事項	・資料は、必要に応じ村ホームページからダウンロードしてください。 ・当日、受付にて名刺を頂戴しますのでご持参願います。

(2) 参加申込方法

受付期間	令和6年12月23日（月）から 令和7年1月10日（金）午後4時まで（必着）
受付方法	電子メールにより受け付けます。
提出様式	・「現地説明会申込書」を、添付ファイルとして電子メールにて、下記提出先に提出してください。
注意事項	・様式は、本村ホームページからダウンロードしてください。 ・電子メールの件名は、【(事業者名) 神野山ふれあいの森施設現地説明会参加申込】としてください。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内に電話連絡し、様式の到達を確認してください。
提出先	山添村地域振興課 E-mail: chiikishinkou@vill.yamazoe.nara.jp 電話: 0743-85-0048（開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分）

3 募集要項等への質問の受付

(1) 質問の受付

募集要項などに対し質問がある場合、次のとおり質問を受け付けます。

受付期間	令和6年12月24日（火）から 令和7年 1月21日（火）午後4時まで（必着）
受付方法	電子メールにより受け付けます。
提出様式	・「募集要項等に関する質問書」を用いて、質問を添付ファイルとし、下記提出先に電子メールにて提出してください。
注意事項	・様式は、本村ホームページからダウンロードしてください。 ・電子メールの件名は、【(事業者名) 神野山ふれあいの森施設募集要項等への質問書】としてください。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内に電話連絡し、様式の到達を確認してください。
提出先	山添村地域振興課 E-mail : chiikishinkou@vill.yamazoe.nara.jp 電 話 : 0743-85-0048（開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、質問者名を伏せた上で次のとおり公表します。

公表日	令和7年1月24日（金）（予定）
公表方法	本村ホームページで公表します。

4 申請書等の受付

(1) 申請書等の受付

応募しようとする事業者等は、次のとおり申請書等を提出してください。

受付期間	令和6年12月23日（月）から 令和7年 2月 3日（月）午後4時まで（必着）
受付方法	郵送又は直接持参してください。
提出様式	申請時には、次の書類を8部（正本を1部、副本（正本のコピー）を7部）提出してください。 ①申請書（山添村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則（以下「規則」という。） 様式第1号） ②施設管理に係る事業計画書（規則 様式第2号） [添付書類]・法人又は団体の概要 ・法人又は団体を構成する役員の名簿 ③定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては会則等） ④前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び

	財産目録 ⑤収支計画書 ⑥納税証明書
注意事項	様式は、本村ホームページからダウンロードしてください。 郵送の場合は、下記住所宛郵送願います。
提出先	山添村 地域振興課 〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

(2) 選定結果の通知

公表日	令和7年2月10日(月)(予定)
公表方法	書面にて通知します。

5 選定委員会の開催

(1) プレゼンテーション

指定管理候補者の選定のため、「山添村公の施設に係る指定管理者選定委員会」を設置し、提案書の審査を行います。次のとおり選定委員会を開催しますので、委員会においてプレゼンテーションを行っていただきます。

日時	令和7年2月7日(金) 午後1時30分～午後4時00分
場所	山添村役場 2階 2-1会議室
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審査表(別紙)にて審査します。 ・1事業者の発表時間は、20分とします。 ・詳しくは、文書にて通知します。

第4 応募資格に関する事項

1 応募者の資格要件等

応募者の定義及び資格要件は、次のとおりです。

- (1) 本施設の目的に沿った管理運営を行うことを目的として、本事業に応募した者で、事業の運営、維持管理を行うにふさわしい、資力、信用、経験等を有した単独の法人又は複数の法人によるグループ若しくはその他の団体とします。
- (2) 法人とは、日本国の法律に基づく法人格を有するものとします。
- (3) その他の団体とは、複数人で構成される法人以外の団体とします。
- (4) 複数の法人による応募の場合は、代表団体を定めてください(それ以外の団体は構成団体とします)。

2 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者。

- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）その他経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (3) 山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）に基づき、暴力団排除のための措置の対象とするものに該当する者。
- (4) 国税、市町村税を滞納している者。
- (5) 本募集にあたっての事業者選定支援に携わった者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (6) 本募集にあたっての事業者選定支援に携わった者は次のとおりである。
 - ・株式会社ばずる（新潟県燕市南7-17-9-5 県央ランドマーク ANEX1-B）
- (7) 本募集の選定委員会の委員が属する法人と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (8) (6) 及び(7)の規定を含め、評価の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 他の応募者の提案を妨害する等手続きの遂行に支障をきたす行為があったとき。

第5 事業者の選定に関する事項

1 選定方法

応募者から提出された申請書等に対し、申請内容を総合的に評価します。選定方法の詳細は、「審査基準」に提示します。

2 選定委員会の設置

本村は、指定管理候補者の選定のため、関係団体、学識有識者、本村職員等で構成する「山添村公の施設に係る指定管理者選定委員会（この要項において「選定委員会」という。）」を設置し、申請書等の審査を行います。

選定委員会は、書類審査と面接審査（プレゼンテーション）により、審査評価が最も高かった提案（以下、「最優秀提案」という。）を選定します。

本村は、選定委員会による選定結果を踏まえ、指定管理候補者を決定します。

3 選定結果の通知

指定管理候補者の選定の結果は申請者（応募者）全員に書面で通知します。

第6 契約等の締結に関する事項

1 指定管理候補者に関する覚書の締結

(1) 覚書の締結

指定管理候補者は、本村が行う指定管理者の指定に関し、指定管理候補者に関する覚書を締結します。

(2) 覚書の当事者

覚書の当事者は、本村及び指定管理候補者となります。

(3) 覚書の解除

「指定管理者の指定」における本施設の指定並びに各業務の予算措置について、山添村議会による議決が得られなかった場合、覚書を解除します。また、この解除による本村及び指定管理候補者は、互いの相手方に損害賠償の請求等を行わないものとしします。

2 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の当事者となる者について、指定管理者の指定手続を行います。

本施設の管理運営業務の実施にあたっては、令和7年第1回議会定例会（3月）の議決を経ての指定を予定しています。

議決後に、本村と指定管理者の間で5年間の基本協定を締結し、会計年度ごとに年度協定を締結します。

(2) 指定を受ける者

指定管理者の指定を受ける者は、指定管理者の当事者となる者となります。

なお、本施設の管理運営を複数の法人により実施する場合、指定管理者となる者として共同事業体を組成していただきます。詳細は、基本協定の締結時に協議にて定めます。

(3) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が行う業務のうち施設管理運営業務を行うために要する額を指します。

現時点で本村が想定する参考価格は以下のとおりです。これを基に、現時点で想定する指定管理料を提案してください。なお、参考価格は、上限を示したものではありませんが、本村の財務状況等を勘案した提案を期待しています。

【参考価格】

- ・映山紅周辺エリア…8,840,000円（1年あたり、消費税及び地方消費税相当額を含む）

- ・めえめえ牧場エリア…2,000,000円（1年あたり、消費税及び地方消費税相当額を含む）
- ・公園エリア…660,000円（1年あたり、消費税及び地方消費税相当額を含む）

本村が支払う指定管理料は、応募者が提案した金額に基づき、予算額の範囲内で指定管理者と協議の上、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに支払います。各会計年度における指定管理者の決算について、指定管理者の収入額が支出額を上回った場合も、本村は指定管理者に対して精算による返還を求めません。同様に、収入額が支出額を下回った場合も、不足額の補てんは行いません。

また、指定管理料の金額、支払時期及び支払方法等の詳細については、締結する年度協定で別に定めます。

（4）基本協定の解除

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本村が指定の取消しの処分を行った場合、本村は基本協定を解除します。

第7 その他

1 募集要項等の修正等

募集要項等に修正等があった場合は、速やかに本村ホームページで公開します。

2 本募集の凍結・中止

本村は、天変地異、政策変更等、やむを得ない事情のある場合は、本募集を凍結し、又は中止する場合があります。

3 応募に関する事項

本募集の応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

提出書類は、返却いたしません。また、提出物の著作権は、全て応募者の保有としますが、本村は、これを審査、本村議会、報道機関への情報提供及び本村の広報媒体での掲載のために無償で使用するものとします。

ただし、応募者には、応募者が指定管理候補者に選定された場合、応募者固有のノウハウなど外部への報告に適さない情報を除いた資料を改めて提出いただき、本資料を使用して議会等への報告を行うことで、著作権の取扱いに留意いたします。

なお、応募者から提出された資料等については、山添村情報公開条例の対象となり、同条例第10条及び第11条に規定する事項（不開示情報）を除き、公開される場合があります。

4 疑義を生じた場合の措置

提案内容（申請書等）、指定管理候補者に関する覚書、基本協定及び年度協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、本村と指定管理候補者とが協議の上、定めるものとします。

5 管轄の合意

本募集に関する訴訟については、全て奈良地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

6 問合せ先（事務局）

山添村地域振興課

E-mail : chiikishinkou@vill.yamazoe.nara.jp

電 話 : 0743-85-0048（開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）